

に聴く



弁護士 森 美穂

121

## 判例から見る 労働トラブルの 防止対策

### 残業代未払についての 元代表取締役の責任



弁護士 森 美穂

121

平成31年3月、YはXを主任ケアマネージャーとし、基本給その他手当を増額した内容の賃金に変更したうえXを管理監督者として扱い残業代を支払わないようにしたところ、A社はその後、事業継続が困難な状況となり、令和2年3月事業を廃止しXも退職し、A社は解散しました。



は当たらないとしました。そのうえで、A社がXに残業代を支払うことは、労基法37条に基づく義務であるところ、YはA社の代表取締役として、Xを管理監督者と扱つて残業代を支払わないことを決めたのだから、A社がXの残業代を支払わないことはA社の代表取締役であるYの任務懈怠（にんむけたい）に当たるとしました。

そして、Yは「管理監督者とはどのような立場のものか、Xの業務がA社の管理監督者にふさわしいかに

ついて社会保険労務士に相談することなく、残業代の支払義務を免れるために管理監督者という制度を利用したにすぎない」のであって「管理監督者として扱つたことについて、重大な過失がある」と判示し、Yの任務懈怠とXの損害とに因果関係があるとして、会社法429条1項に基づく損害賠償請求を認めました。

Yは、Xを管理監督者にする際に顧問の社会保険労務士に相談していますが、経営者にとつて都合のよい部分だけを持ち帰つたものといえます。その結果、Y個人の賠償責任が認められてしまいました。労務問題について社会保険労務士や弁護士等の専門家に相談する際には、一般論ではなく、また中途半端な相談を行うのではなく、当該事案への具体的な事情を含めて丁寧に相談する必要があることを改めてご留意されたいと思いま

1、未払残業代の請求  
未払残業代の請求は本来、労基法37条に基づいて雇用主（会社）に対してなされます。が、そらふね元代表取締役事件では、会社が既に解散したところ、元従業員Xは、会社の元代表者Yに対して会社法429条1項に基づき損害賠償請求するという方法で未払残業代相当分を請求しました。

#### 4、令和5年2月22日判決

本件の控訴審（名古屋高裁金沢支部令和5年2月22日判決）は、まず、XはA社の事業全般について一定の影響力を有していたとしても従業員の雇用の決定には関与しておらず、X自身の労働時間に裁量があるとはいえないし、また管理監督者として相応しい待遇を受けていたとは認めがないこと等から管理監督者に

#### 2、管理監督者

A社は介護事業を目的とする会社で、Xは平成27年9月からケアマネージャーとして勤務していました。会社の経営が厳しい中で、Xから給料

3、令和2年3月事業廃止

#### 5、管理監督者該当性

管理監督者該当性のハードルはとても高く、その判断は慎重に行う必要があります。

#### 6、まとめ

Yは、Xを管理監督者にする際に顧問の社会保険労務士に相談していますが、経営者にとつて都合のよい部分だけを持ち帰つたものといえます。その結果、Y個人の賠償責任が認められてしましました。労務問題について社会保険労務士や弁護士等の専門家に相談する際には、一般論ではなく、また中途半端な相談を行うのではなく、当該事案への具体的な事情を含めて丁寧に相談する必要があることを改めてご留意されたいと思いま

す。  
(森法律事務所 所長)  
イラスト・源 安孝